

# 鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第二期(R2~R6) について

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下、「法」)第9条第1項に定める都道府県計画としてH27.3に策定。
- 第一期(H27~R1)の取組成果、法改正(R1.6)、子供の貧困に関する大綱(以下、「大綱」。R1.11閣議決定)を踏まえ計画を改訂。  
**⇒ 全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける鳥取県を目指して、貧困対策を充実・強化して包括的に推進**

## 改訂のポイント

1. 法改正事項である、**①子どもの「将来」だけでなく「現在」にも向けた対策とすること、②児童の権利条約の精神に則り推進すること、③市町村における計画策定の努力義務化、**を計画の趣旨・推進体制に反映。
2. 大綱を勘案し、次の分野横断的な3つの基本方針を定める。
  - (1) **親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進**
  - (2) **支援が届かない又は届けにくい子ども・家庭の早期の把握及び支援の推進**
  - (3) **市町村や様々な機関と連携した取組の推進**
3. 第一期計画(H27~R1)の成果を踏まえて、本県の地域実態に即した**県独自施策(高校生の通学費助成、私立中・高生への授業料等支援、フリースクール等に通う児童生徒への通学経費支援、こども食堂の充実等)**を盛り込み、子どもの貧困対策の取組を一層強化。

具体的施策(主なもの)

教育の支援	生活の安定に資するための支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校を中心とした取組  <small>スクールソーシャルワーカー等支援体制整備、不登校・中退防止や学び直し支援の強化</small></li> <li>○地域を中心とした取組  <small>生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの学習支援の推進、家庭教育支援の推進</small></li> <li>○切れ目なく支援するための関係機関との連携  <small>コミュニティスクールや地域学校協働活動など学校、家庭、地域の連携の推進</small></li> <li>成育ステージ(乳幼児、学齢期、卒業後)に応じた連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭の生活の安定に資する支援  <small>保育の確保、生活困窮者の包括的支援、住まい支援、こども食堂拡大・充実</small></li> <li>○子ども・若者等への自立支援  <small>児童養護施設入所者・退所者の自立支援、若者の職業的自立支援</small></li> <li>○困難を抱える家庭・子どもを早期に把握・支援するための連携  <small>市町村子ども家庭総合支援拠点整備、多機関協働の包括的支援体制の構築</small></li> <li>地域と行政が一体で困難な家庭・子どもへ「支援を届ける」アウトリーチの推進</li> </ul>
経済的支援	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学への経済的支援 <small>就学支援(私立含む)、奨学金の給付/貸付</small>  <small>高校生の通学費助成、フリースクール等に通う児童生徒への通学経費支援</small></li> <li>○生活に係る経済的負担軽減 <small>保育無償化、小児医療助成、養育費確保推進</small></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得向上、職業と家庭の両立支援</li> <li>○ひとり親家庭への就労支援</li> </ul>
	調査研究

1 計画の趣旨

- 第一期(平成27～令和1年度)での取組状況の点検、課題の整理をし、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、現在から将来にわたって全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されことなく夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化して包括的に推進。
- 「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」、「子育て王国とっとり推進指針」、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」及び鳥取県における「教育に関する大綱」並びに「鳥取県教育振興基本計画」に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進。

2 計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に定める都道府県計画

3 計画期間

令和2年度から令和6年度  
(盛り込むべき事項が生じた場合は必要に応じて見直す。)

4 計画の推進体制

- 市町村や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力して社会全体の取組として、着実に推進。
- ・市町村への地域の実情を踏まえた計画策定や取組実施への働きかけ、適切な支援を行い、市町村と連携して取組を推進。
  - ・学校を対策のプラットフォームと位置づけ、学力保障、福祉関連機関との連携、経済的支援等により総合的な支援を展開。

5 第一期計画による取組の成果

<p>&lt;教育の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの学習支援について、県内全市町村で実施</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充 (平成30年度 18市町村で45人配置)</li> <li>・不登校や中退者等の学校復帰や社会参加に向けた支援を充実 (支援拠点の拡充(県内3圏域に設置)、訪問等アウトリーチ支援の強化)</li> </ul>	<p>&lt;生活の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期におけるワンストップ支援拠点(子育て世代包括支援センター)を県内全市町で設置</li> <li>・低所得世帯等の子どもの孤立を防止する子どもの居場所が増加</li> <li>・ショートステイ、トワイライト事業を実施する市町村が増加</li> </ul>
<p>&lt;保護者への就労支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への就労支援(資格取得のための支援等)を推進</li> </ul>	<p>&lt;経済的支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育無償化、小児医療費助成の対象年齢拡大等による子育て家庭における経済的負担を軽減</li> </ul>

6 現状と課題

- 生活保護世帯等の子どもの進学率が県全体の率より低い。  
→ 家庭環境に左右されず修学できるよう教育支援の一層の充実が必要
- 小中高ともに不登校の割合が増加傾向にあり、各ケースで複雑・深刻化。  
→ 不登校の要因・背景を把握し、児童生徒理解に基づく支援・保護者支援が必要。
- ひとり親家庭の貧困率(全国値)が常時50%超と高い。また、「生活費」や「子どもの養育・教育」に悩みを持ち、支援制度の周知が十分ではない。  
→ ひとり親家庭に対して、相談体制、学習支援、養育費確保の促進、住まい支援など生活の安定に資するための支援の充実及び周知が一層必要
- 困難を抱える家庭や子どもに必要な支援が十分繋がっていないという声が多数。  
→ 困難を抱える家庭や子どもを早期に把握・支援するための仕組みが必要

7 基本的な方針

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次の分野横断的な3つの基本方針を定め、一体的に実施

- (1)親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進  
 (2)支援が届かない又は届けにくい子ども・世帯の早期の把握及び支援の推進  
 (3)市町村や様々な機関と連携した取組の推進

8 具体的施策（下線引き・・・新規 ★・・・県独自施策）

教育の支援

- 学校を中心とした支援・取組
  - ・保育や幼児教育の質向上 ・学力向上推進プランに基づく施策
  - ・スクールソーシャルワーカー等の支援体制の整備
  - ・不登校対策、中退防止対策の強化 ・不登校や中退者の学び直し支援の充実
  - ・外国人児童生徒への支援 ・特別支援教育に関する支援
  - ・夜間中学等の調査研究 ・食育推進と安心安全な学校給食
  - ・ふるさとキャリア教育の充実 ・文化芸術スポーツ活動への支援
- 地域を中心とした支援・取組
  - ・家庭教育支援の推進 ・放課後や土曜日での学習や体験の機会の提供
  - ・生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもの学習支援
  - ・児童養護施設等で暮らす子どもへの修学支援
- 修学に関する経済的支援
  - ・義務教育での就学援助 ・就学支援(私立中高校生含む★)、奨学金給付/貸付
  - ・高校生の通学費助成★ ・フリースクール等に通う児童生徒への通学経費支援★
  - ・介護、保育、看護人材等への奨学金 ・特定業種就職者の奨学金返還助成★
  - ・ひとり親家庭等の子どもの修学資金貸付 ・生活保護世帯の子どもへの就学支援
- 教育に関する関係機関との連携の推進
  - ・コミュニティスクールや地域学校協働活動など学校、家庭、地域の連携の推進
  - ・乳幼児から学齢期における連携 ・特別な支援が必要な児童生徒の支援の連携
  - ・卒業後や中退時に進路未定の生徒への支援に係る連携 ・高校転学での連携

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 所得向上、職業と家庭の両立支援
  - ・子育て世代等の所得向上、職業と家庭の両立支援のための取組
  - ・生活困窮者自立支援制度または生活保護世帯における就労支援
- ひとり親家庭への就労支援
  - ・ひとり親の能力開発への支援 ・ひとり親の就業支援の促進

生活の安定に資するための支援

- 家庭の生活の安定に資する支援
  - ・保育等の確保 ・延長・休日保育、一時預かり事業の円滑実施
  - ・特別な支援が必要な児童への保育士配置
  - ・ショートステイ、トワイライトステイ事業の実施 ・生活困窮者への包括的支援
  - ・住まいに関する支援 ・地域や学校での食育の推進
  - ・ひとり親家庭への情報提供及び相談支援 ・養育費の確保の推進
  - ・こども食堂の拡大及び取組充実★ ・子どもの居場所づくり推進
  - ・図書館における居場所づくりの推進
  - ・生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもの学習及び生活支援(一部再掲)
- 子ども・若者への自立支援
  - ・社会的養育が必要な子どもへの生活支援 ・若者への職業的自立支援
  - ・ひきこもりへの支援 ・児童養護施設等で暮らす子ども及び退所者の自立支援
- 困難を抱える家庭や子どもを早期に把握・支援するための連携
  - ・妊娠・出産・子育てまでのワンストップ支援の充実
  - ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
  - ・多機関協働の包括的支援の推進★
  - ・地域と行政が一体で困難な家庭や子どもに「支援を届ける」アウトリーチ推進★
  - ・生活困窮者自立支援とひとり親家庭支援との連携
  - ・支援が必要な若者を支援につなげるための連携 ・各種支援員の資質向上

経済的支援

- 生活に関する経済的負担軽減
  - ・幼児教育及び保育の無償化 ・小児医療費への助成★ ・養育費確保の推進
- 修学に関する経済的支援(「教育の支援」からの再掲)
  - ・義務教育での就学援助 ・就学支援(私立中高校生含む★)、奨学金給付/貸付
  - ・高校生の通学費助成★ ・フリースクール等に通う児童生徒への通学経費支援★
  - ・介護、保育、看護人材等への奨学金 ・特定業種就職者の奨学金返還助成★
  - ・ひとり親家庭等の子どもの修学資金貸付 ・生活保護世帯の子どもへの就学支援

9 達成目標

(1) 行政成果指標(アウトカム指標) 20指標

目標項目		現行値	目標値(令和6年度)
虫歯のない3歳児の割合		88.6%(H30)	毎年向上
毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	小	96.1%(R1)	全国平均を上回る
	中	94.8%(R1)	毎年向上
学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合(平日)	小	31.9%(R1)	全国平均を下回る
	中	31.9%(R1)	毎年向上
「全国学力・学習状況調査」の各教科の県平均正答率	小	国語:63% 算数:66% 理科:60% (R1、理科はH30)	全国平均を上回る
	中	国語:73% 数学:60% 英語:54% 理科:66% (R1、理科はH30)	
不登校の児童生徒の出現率	小	0.78%(H30)	全国平均を下回る 毎年低減
	中	3.29%(H30)	
	高	1.76%(H30)	
高校非卒業率		8%(H30)	全国平均を下回る
大学等進学率		43.3%(H30)	全国平均 毎年向上
若年無業者率(15歳~34歳人口に占める無業者の割合)		5.76%(H27)	全国平均を下回る
生活保護世帯の子どもの高校進学率		92.5%(R1)	県平均
生活保護世帯の子どもの中学卒業後の進路決定率		98.3%(R1)	100%
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率		100%(R1)	100%
ひとり親家庭の親の正規雇用率	父親	69.3%(H27)	72%(R7年度)
	母親	50.7%(H27)	58%(R7年度)
ひとり親家庭のうち養育費の取り決めをしている割合	父親	13.9%(H30)	50%
	母親	36.8%(H30)	50%

(2) 行政成果指標(アウトプット指標) 10指標

目標項目	現行値	目標値(令和6年度)	
子どもの貧困対策推進計画策定市町村数	2市町村(R1)	全19市町村	
入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	10市町村(H29)		
新入学児童生徒学用品等の入学前支給実施市町村数(小中学校)	10市町村(H30)		
高校生等の通学費助成実施市町村数	10市町村(R1)		
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	10市町村(R1)		
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	14市町村(R1)		
市町村子どもの家庭総合支援拠点設置市町村数	11市町村		
コミュニティ・スクールを導入している学校数	101校(R1)		全ての公立学校
地域学校協働本部を設置している学校数	73か所(R1)		全ての公立学校
届ける家庭教育実施市町村数	1市町村(R1)		5市町村

10 計画の進捗管理

PDCAサイクルを取り入れ、子育て王国とっとり会議で進捗管理するとともに、その進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策を見直しを行う。